

議 会 運 営 委 員 会 議 事 録

日時 令和7年9月12日（金） 9：00～

場所 第1・2委員会室

委員名 □委員長 齋藤俊夫 □副議長 大和晴美 □委員 遠藤龍之 □委員 丸子直樹
□委員 渡邊千恵美 (□議長 菊地康彦 □副議長 伊藤貞悦)
欠席：遠藤委員

次 第

1 開会宣告【委員長】

2 報告並びに連絡

(1) 議会事務局職員に対するカスタマーハラスメント事案 【別紙①】

3 協議事項

(1) 議会事務局職員に対するカスタマーハラスメント事案 【別紙①】

局長から別紙①説明。

【副委員長】総括質疑通告一覧表も一般質問の際に備えていたのか。

【局長】先般全協で説明したように、総括の内容が確定したことから、配付したもの。

【委員長】門間氏もこれまでとの違いで理解が不足していたのではないと思われる。

【議長】今回の件は、紙面を投げつけたという行為が行き過ぎていると感じたため議運での諮問となった。本人に意図を確認する必要があると思う。議員と町民であればパワハラ条例が該当するが、今回は町民と事務局職員の件。

【渡邊委員】本人に確認する機会を持つことがいいのではないか。反省しているかもしれないし。

【丸子委員】執行部事案を参考に決めていくべきではないか。

【委員長】二代表制、執行部事例をどの程度考慮すべきか。

【局長】ケースバイケースであるが、まずは管理職が率先して対応することになっている。本人の行為を確認し、謝罪を受けることもある。あるいは職員の対応が不適當で怒らせてしまったような場合は、町からの謝罪ということもある。課長、副町長、町長、あるいは教育長といった対応になっていく。

【丸子委員】本人にヒアリングは必要だと思うが、正副議長か局長・班長か。

【局長】過去の事例を確認。本会議中の傍聴席で起きた事案では、数年間で二度あった。対応は議長が本人に聞き取りをして対応した。本人に連絡を取って直接話した部分と、町民の自宅に議長と局長が訪問して対応したものがある。

【委員長】この事例は町民と職員のものか。

【局長】議員と町民ですが、議員も特別職ですので類似の事例。

【副委員長】職員に不適切なことはなかったと思うので、議長に手数をおかけするがそのようにお願いしたい。

【副議長】事務局職員、町の職員であるので、町はまだパワハラ条例を作っていないので、町民に対して示す必要がある。職員を守ることが出発点であり、整理して進めていきたい。

【委員長】事の重大性、何らかの議会からの対処をすべきでよろしいですか。

(了承の声あり)

【委員長】過去事例と比較したときに議長自らが出るべきかどうかと。局長からの事例でもすべての事案を副町長以上が対応するわけでもない。皆様どう考えるか。初めてのケースでもあるので事務局長からということも考えられるのではないかと。

【渡邊委員長】複数で当たることを考え、局長と副議長がいいのではないかと。

【丸子委員】議長でも局長でもいいと思うが、ヒアリングを行うのは局長がするのがいいと思う。

【副委員長】二人で行くべき。局長と議長でもいい。

【委員長】一人はないので、基本は複数。事の内容をとらえたときに、議長が最初から出るべきなのかと。相手方のヒアリングをして、議会として問題ととらえているということが伝わるという。

【議長】どちらでもいいが、皆さんの意見では私が行くと大げさになるというようかと。カスハラ事案は軽くはないが、前例は内容が厳しいものだった。本人にとって刺激にならないように。対応を議長に任せてもらえればと。

【委員長】肝心な時は議長もあるが、問題の重要性は相手にヒアリングをすることで伝わるかと思う。

協議番号	協議事項	協議内容
1	カスハラ事案	対処方法 ・議会として何らかの対処をすべき ・議長及び事務局に対処方法は任せるが、事の内容に鑑みた対応とされたい

(2) その他

【局長】総括質疑の通告を今回から配付、ホームページにも公表。事務局の対応で傍聴席の入り口に案内の張り紙を準備した。同じことが起きないように対処しました。

4 その他

【委員長】議会検証の場でもいいが、開会期間が長いので発言するが、私の質問中に議員の言動が好ましくないものがあり、傍聴者・中継を見ていた方から見苦しいとの声があった。対応願いたい。

5 閉会宣告【委員長】

(閉会 9 : 28)